



各 位

平成24年5月25日

会 社 名 イフジ産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 徳夫  
(コード番号2924)  
問合せ先 取締役総務部長 原 敬  
(TEL. 092-938-4561)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月27日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、第30条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成24年6月27日(予定)  
定款変更の効力発生日 : 平成24年6月27日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 農畜水産物の生産及び販売</p> <p>(2) 農畜水産物の加工及び販売</p> <p>(3) 肥料及び飼料の販売</p> <p>(4) 園芸施設の施行販売</p> <p>(5) 農畜水産物の輸出入</p> <p>(6) バイオテクノロジーの研究・開発</p> <p>(7) 高齢者賃貸住宅の経営</p> <p>(8) 有料老人ホームの経営</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸、管理ならびに運用</p> <p><u>(10) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条～第29条</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 農畜水産物の生産及び販売</p> <p>(2) 農畜水産物の加工及び販売</p> <p>(3) 肥料及び飼料の販売</p> <p>(4) 園芸施設の施行販売</p> <p>(5) 農畜水産物の輸出入</p> <p>(6) バイオテクノロジーの研究・開発</p> <p>(7) 高齢者賃貸住宅の経営</p> <p>(8) 有料老人ホームの経営</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸、管理ならびに運用</p> <p><u>(10) 食料品の製造販売</u></p> <p><u>(11) 食料品原料の製造販売</u></p> <p><u>(12) 医薬及び工業薬品の製造販売</u></p> <p><u>(13) 食料品雑貨類の輸出及び輸入</u></p> <p><u>(14) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u></p> <p><u>(15) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第29条 (現行どおり)</p>

<p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 <u>30 条</u>～第 <u>38 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 <u>31 条</u>～第 <u>39 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 <u>39 条</u>～第 <u>44 条</u> (条文省略)</p>	<p>第 <u>41 条</u>～第 <u>46 条</u> (現行どおり)</p>